



安全は 無理せず 焦らず 油断せず

2025年

8月号

No.219

安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

目次

- 事故速報 ～熱中症疑いによる死亡事故について
- 事故報告 速報(令和7年7月分)
- 安全な植木の剪定・樹木の伐採作業のために
- 安全リレー (公社)山梨県 SC 連合
- 販売書籍のご案内／編集後記

事故速報

「熱中症疑いによる死亡事故」が発生しました

事故発生状況

令和7年8月 67歳 男性 ※シルバー保険の該当有無は確認中

午前5時から発注者(一般家庭)から依頼された墓地除草作業を実施(単独作業)。午前9時前に帰宅し体調が悪かったのか居間で横になっていた。その後、家族が異変に気づき救急搬送されたが、その後亡くなられた。

全国的に酷暑となった今年の夏、会員・職員の皆さまには、連日の暑さの中で熱中症対策と安全就業にご尽力いただきありがとうございます。しかしながら、熱中症が原因と疑われる事故により、尊い命が失われる痛ましい事態が発生しました。当該事故は、作業時間を早朝に設定するなど熱中症対策を講じていたにもかかわらず発生したものであり、改めて予防の難しさと対策徹底の必要性を痛感させられる事例となりました。

熱中症は命にかかわる危険な症状です。9月も全国的に気温が平年より高く、厳しい残暑が続く見込みです。また、夏の疲れが出やすい時期でもあります。就業前に体調に不安がある場合は、無理をせず休む勇気を持つことが大切です。また、就業中に体調の異変を感じた場合は速やかに作業を中止し、必要に応じて医療機関を受診してください。

改めて、会員・職員が一体となり、熱中症対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

⚠️ 病気による死亡事故も発生しています。(7月だけで4件の報告)

日々の健康管理を意識して行い、少しでも体調不良を感じたら、絶対に無理はしないでください。

シルバー団体傷害保険非該当 死亡事故事例(令和7年度発生事故)

仕事の分類	年齢	性別	事故の状況
草刈作業	78	男	草刈作業で午前中3回の休憩を終え、11時過ぎから残りの作業を開始しようとしたところ、作業員3名のうち1名の姿が見当たらず、残りの作業員が確認したところ現場に倒れている意識のない作業員を発見し救急搬送したが、その後亡くなられた。大動脈解離。
草刈作業	87	男	会員13名で機械除草作業中、昼の休憩になり、当該会員は自身の軽トラックの中で昼食をとっていた。13時の作業開始になっても車から出てこないの、同じ作業中の会員が声掛けをしに行ったが反応がなく、救急搬送。その後が亡くなられた。心筋梗塞。
清掃作業	83	男	清掃作業中に倒れ緊急搬送されたが、その後亡くなられた。単独作業のため当時の状況は不明で、消防への通報者も不明。心筋梗塞。

健康は安全就業の第一条件です

生活リズムを整えることで身体のコンディションが維持され、健康へとつながります。今更と思わず、毎日の積み重ねを意識して行ってください。

- ウォーキングや体操など手軽な運動を習慣づけ、体力維持に努めましょう
- バランスのとれた食事と十分な睡眠を心掛け、疲れをためないようにしましょう。

体調不良者がいる場合、周りの人が体調をこまめに気にかけることも大切です。

事故の多くは、単独作業や、複数作業での休憩前後に発生しています。

作業はなるべく2人以上で行うようにし、お互いを目視できる範囲で行ってください。離れなければならない場合は、時間を決めて連絡を取り合うなど、お互いを見守る環境を作ってください。

令和7年
7月

事故報告 速報

重篤事故
死亡又は6ヶ月以上の入院

4件(死亡3件)

1ヶ月～6ヶ月未満の
入院及び後遺障害の事故

12件

1 重篤事故

7月は4件の重篤事故報告があり、その内死亡事故報告が3件ありました。

内訳は、就業中の事故が4件、就業途上の事故が0件となっています。
7月までの累計は13件となり、前年度同月と比べて4件の増加、就業中・就業途上別では就業中の事故が6件の増加、就業途上の事故が2件の減少となっています。

【死亡事故】：今月は誠に遺憾ながら、3件の死亡事故報告がありました。

- ・除草作業中の「墜落・転落」事故：2件（1件は片付け中の事故で、もう1件は保護帽未着用）
- ・スーパーマーケットにおける転倒・台車激突事故：1件（外傷と死因の因果関係は不明）

【6ヶ月（180日）以上の入院事故】：1件（現場内での自転車転倒事故・保護帽未着用）

【安全上の課題と今後の対応】

- ・保護帽を着用すべき場面で未着用だったことによる事故が2件発生しています。いずれも、着用していれば命は助かった可能性があったのではないかと悔やまれます。地上から離れる作業、草刈り機の使用、自転車乗車の際には、保護帽を着用することを徹底してください。
- ・谷川や崖などの危険箇所がある現場については、受注段階から事前確認し、作業者と情報を共有することが不可欠です。危険が予想される仕事では、発注者と受注内容を再協議し、必要に応じて受注を断る判断も検討する必要があります。
- ・「まさか大丈夫だろう」と油断せず、危険箇所にはコーン等で目印を置く、周辺での作業を避ける、危険箇所には近づかない等、万全の安全対策を講じてください。

7月報告分までの累計

※()は当月報告分

	令和7年度累計					前年度(令和6年)同月 累計				
	件数	事故の程度		性別		件数	事故の程度		性別	
		死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性
就業中	11(4)	6(3)	5(1)	10(4)	1(0)	5	4	1	5	0
就業途上	2(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	4	3	1	4	0
計	13(4)	6(3)	7(1)	10(4)	3(0)	9	7	2	9	0

7月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	保護帽	安全帯	交通手段
10	男性 78歳	就業中 (死亡)	軒周りの草刈り作業を終え、集草・清掃作業中、ほぼ終了となり班長が点呼したところ、当該会員が見当たらず付近を捜索。作業していた民家に隣接する谷川(高さ3m)に架かる朽ちた板橋の下に、プロアールとともに転落しているところを発見した。目撃者がいないため推察になるが、滑ったか、朽ちた橋を渡ろうとして転落したと考えられる。作業が終了し、片付け中だったため、ヘルメットを着用していなかった。脳幹損傷。	×	—	—
11	男性 88歳	就業中 (死亡)	折り畳み式の台車を2台重ねて運んでいたところ、スロープを降りた付近でバランスを崩して後方に転倒し後頭部を強打。運んでいた台車が倒れてきて右頬に激突し負傷した。外科的治療の終了後に転院し、内臓機能の低下により亡くなられたとのことで、事故の外傷との因果関係は不明。	○	—	—
12	男性 71歳	就業中 (死亡)	山の土手下から草刈り作業を2人で分かれて行っていた(互いが目視できる範囲ではなかった)。自身の持ち場作業が終わった会員が、当該会員の作業している方へ行ったが姿がなく捜索。作業場所に隣接している倉庫との間の側溝(作業場から約4.5m崖下)に倒れているところを発見した。目撃者がいないことから、足を滑らせて転落したものと推測される。心肺停止の状態から救急搬送されたが、首の骨と肋骨を骨折、くも膜下出血も発症しており、その後亡くなられた。警察による現場検証の際に、滑った跡らしきものがあったこと、作業していた会員2人ともヘルメットを着用していなかったことが判明した。	×	—	—
13	男性 84歳	就業中 (入院)	事務所業務の自転車での公園内の巡回中に、事務所前で転倒し、左側頭部を地面に打ち付け裂傷を負った。令和5年4月に就業会員5名にヘルメットを配布した。事故当日は、ヘルメットは着用していなかった。ヘルメットを着用していなかったことが、原因と考えられる。外傷性くも膜下出血と診断された。	×	—	—

② 1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

7月は **12件**の事故報告がありました。

内訳は、就業中の事故が7件、就業途上の事故が5件となっています。

前年度同月と比べると事故件数は1件の減少、就業中・就業途上別にみると、就業中の事故が3件の減少、就業途上の事故が2件の増加となっています。また、男女別では、男性は7件で4件の減少、女性は5名で3名の増加となっています。4月からの累計では69件で、前年度同月より8件の減少となっています。

【就業中の事故】：7件

- ・植木の剪定作業中の事故：「墜落・転落」2件
脚立から枝に足を移した際に転落したもの（後遺障害）／ 片付け作業中に軽トラックの荷台から転落したもの
- ・除草作業中の事故：「墜落・転落」1件（事例1）
- ・掃除作業中の事故：「転倒」1件、「交通事故（その他）」1件（事例2）
- ・その他の事故：「転倒」1件、「動作の反動、無理な動作」1件（事例3）

【就業途上の事故】：5件

- ・徒歩の事故：「転倒」2件（事例4）、「交通事故（道路）」1件
- ・自転車の事故：「転倒」1件（事例5）
- ・自動車の事故：「交通事故（道路）」1件

【安全上の課題と今後の対応】

- ・「墜落・転落」事故については、作業開始前の危険予知活動が十分でなかった可能性があります。作業場所の危険箇所の確認、雨天時における転倒リスクの把握など、作業者間で事前点検と作業前に考えられる危険を洗い出し、共有して、必要な安全措置をとってください。
- ・**保護帽着用**の徹底。
- ・「転倒」や「無理な動作」による事故を防ぐためには、自身の身体機能の変化を十分に認識し、無理をしないことが大切です。作業場の危険箇所の確認・整理整頓を徹底し、安全第一の姿勢で、慌てず余裕を持って作業してください。
- ・作業中に体調不良を感じた場合は、無理せず休憩をとりましょう。回復しない場合は速やかにセンターへ連絡し、必要に応じて医療機関を受診してください。**一人にならないこと、躊躇せず助けを求めることが重要です。**
- ・バイク・自動車の運転中は、特に出会い頭の事故に注意してください。交通ルールを遵守し、疲労時には十分に休憩を取ってから運転するようにしましょう。

令和7年度7月分の発生件数

仕事の内容			事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
			7月	累計	7月	累計	7月	累計	7月	累計
就業中	植木・樹木の剪定等		2(4)	16(16)	2(4)	15(16)	0(0)	1(0)	79	76
	除草作業		1(2)	6(15)	1(2)	4(14)	0(0)	2(1)	76	77
	屋内・屋外清掃作業		2(4)	14(10)	1(2)	5(6)	1(2)	9(4)	80	79
	その他		2(0)	16(9)	1(0)	10(8)	1(0)	6(1)	72	78
	計		7(10)	52(50)	5(8)	34(44)	2(2)	18(6)	77	78
就業途上	交通手段	徒歩	3(0)	3(4)	1(0)	1(4)	2(0)	2(0)	77	—
		自転車	1(2)	11(17)	1(2)	7(12)	0(0)	4(5)	72	79
		バイク	0(0)	1(5)	0(0)	0(3)	0(0)	1(2)	—	85
		自動車	1(1)	2(1)	0(1)	1(1)	1(0)	1(0)	84	73
		計	5(3)	17(27)	2(3)	9(20)	3(0)	8(7)	76	79
合 計			12(13)	69(77)	7(11)	43(64)	5(2)	26(13)	76	79

()は令和6年度同月の発生件数

7 月に報告のあった主な事故の内容

No.	分類	年齢	性別	事故の状況
1	除草作業 / 墜落・転落	74 歳	男	老朽化した外壁に絡まったツタの処理を、梯子をかけ 180 cm の高さで行っていたところ、ツタと一緒にモルタルが剥がれてきたことから反射的に飛び降り、身体を強打した。モルタルの下敷きにはなっていない。左大腿部骨折、左腰部圧迫骨折、左くるぶし粉碎骨折。 保護帽、安全帯未着用。
2	屋内屋外掃除作業 / 交通事故(その他)	81 歳	男	就業先の駐車場内を移動中、バックしてきた車両に腰部付近を接触され転倒。救急搬送され、肩と太腿の打撲及び膝の擦過傷と診断、入院となったが翌日から全身に痛みが生じ、当分の間のリハビリが必要となったことから専門病院へ転院となった。
3	その他作業 / 動作の反動、無理な動作	71 歳	男	チップ車からチップを排出し終わり、ブロワーの背負いベルトの位置を直そうと数回ジャンプしていて、右脚アキレス腱を断裂。(ブロワーはチップ車の清掃に使用していた。)
4	(途上) 徒歩 / 転倒	76 歳	男	就業先へ向かう途中、前方から歩いてきた人と肩がぶつかり、その反動でバランスを崩し転倒。
5	(途上) 自転車 / 転倒	72 歳	男	ポスティング作業で暑さから体調不良を感じたため、帰宅しようと自宅に向かっていった際、頭がぼーっとして一瞬記憶がなくなり自転車ごと転倒。左脚の大腿骨骨折。就業中は熱中症対策としてネックストラップや麦わら帽子を着用していた。自転車乗車時、ヘルメットは携帯していたが、ヘルメットが熱くなっており着用すると熱中症の危険があると判断して着用していなかった。

③ シルバー派遣事業における労働災害報告の事故(休業1ヶ月以上)

5 月は **12 件** の事故報告がありました。

5 月は仕事の分類別では、「その他の運搬・掃除・包装等の職業」が6件、「農業の職業」が2件、「販売類似の職業」「家庭生活支援サービスの職業」「施設・ビル等の管理の職業」「製品製造・加工処理の職業」が各1件発生し、合計12件で、**前年度同月より2件の増加**となっています。また男女別では、男性は5件で3件の減少、女性は7件で5件の増加となっています。

4 月からの累計は、21 件で前年度同月より2件の減少となっています。

なお、5 月に死亡事故はありませんでした。

令和7年度 5 月分

	仕事の分類(中分類)	中分類 コード	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
			5月	累計	5月	累計	5月	累計	5月	累計
業務 災害	教育の職業	19	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	その他の専門的職業	24	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	出荷・受付係事務員	27	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	73
	外勤事務の職業	29	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	商品販売の職業	32	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	—	76
	販売類似の職業	33	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	77	77
	家庭生活支援サービスの職業	35	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	71	71
	生活衛生サービスの職業	38	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	—	77
	飲食物調理の職業	39	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	—	70
	施設・ビル等の管理の職業	41	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	77	77
	その他のサービスの職業	42	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	農業の職業	46	2 (1)	2 (2)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	75	75
	製品製造・加工処理の職業	54	1 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	2 (0)	73	74
	自動車運転の職業	66	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
	清掃の職業	76	0 (3)	0 (4)	0 (2)	0 (3)	0 (1)	0 (1)	—	—
	包装の職業	77	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	—	—
	その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	6 (3)	9 (8)	1 (3)	2 (7)	5 (0)	7 (1)	72	74
計		—	12 (10)	21 (23)	5 (8)	8 (14)	7 (2)	13 (9)	74	74

() は令和 6 年度同月の発生件数

令和7年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。

(令和 6 年4月 19 日付 6 全シ協発第 11 号により通知済)

安全な植木の剪定・樹木の伐採作業のために

植木の剪定や樹木の伐採における事故は、毎年度高い割合で発生しており、**令和6年度には剪定作業中の事故により5名の尊い命が失われました。さらに、今年度もすでに3件の死亡事故が報告されています。**これらの状況を受け、作業に携わるすべての方々には、「自分には関係ない」と思わず、安全を最優先に命を守るための就業体制や作業ルールを改めて見直すとともに、その徹底遵守をお願いいたします。特に、保護帽や墜落制止用器具（安全帯）の着用は就業の際の絶対条件として徹底をお願いいたします。

1 保護具 着用の徹底



保護帽（ヘルメット）は作業に関係なく、作業中は必ず着用する

あご紐は緩みがないようにしっかりと締めてください。事故が起こった際、保護帽が脱げて重大な傷害を受けます。

脚立・足場板を使用する場合は墜落制止用器具（安全帯）を必ず装着する

2 三脚脚立を使用する際は・・・

高所作業は命に関わるリスクが高い、危険な作業です。

前提として、できるだけ脚立等を使用する作業は避け、地上作業を行ってください。

やむを得ず高所での作業を行う場合は、安全な作業床を確保して、常時保護帽・墜落制止用器具を使用して作業を行ってください。

重要！

会員さんの高齢化が進む中、剪定作業は安全面においてリスクの高い就業になっています。仕事を受注する際には、会員さんの能力、身体機能、体力に見合った作業内容か、職員が必ず事前に検討し、会員さんと作業内容や安全対策について確認合ってください。

【三脚脚立の禁止3項目】

- ① 天板をまたいで乗らない
- ② 天板の上には絶対に乗らない
- ③ 支柱から身体を乗り出さない

作業は一人で行わず、複数人で！

事故の重篤化を防ぐため、作業は複数人で行い、お互いが視認できる位置で作業を行ってください。

3 倒木作業でのチェーンソー使用について

倒木作業でのチェーンソーの使用は、大きな事故につながる恐れがあります。仕事を受注するのであれば、以下の事項を遵守してください。

1. 樹高および周辺環境を確認のうえ、受注を行うこと
2. 作業に従事する会員全員が、特別講習を受講していること
3. 契約書において作業内容を明確に定め、契約外の業務は行わないこと
4. 必ず複数名で作業を行うこと
5. 作業手順書および注意事項を作成し、遵守すること
6. 保護帽、切創防止用保護衣（下肢用）、防振手袋を必ず着用すること
7. 作業中は半径2m以内に人や物を立ち入らせないこと
8. 脚立や足場板を使用した樹上作業は禁止すること

上記の安全基準を満たせない場合は、受注を控えてください。

安全リレー



～ 山梨県における安全就業の取り組みについて ～

1. (公社) 山梨県シルバー人材センター連合会の概要 (令和6年度実績 令和7年3月31日現在)

(1) センター数	9 団体 (国庫補助 9 団体)	
(2) 会員数	4, 235 人 (男性 284 人、女性 1, 382 人、未回答 4 人)	
(3) 粗入会率	1. 4 %	
(4) 就業実人員	請負・委任 3, 334 人	派遣 822 人
(5) 就業率	請負・委任 78. 7 %	派遣 74. 0 %
(6) 就業延人数	請負・委任 322, 795 人日	派遣 69, 855 人日
(7) 受注件数	請負・委任 23, 444 件	派遣 451 件
(8) 契約金額	請負・委任 1, 958, 797 千円	派遣 454, 492 千円

2. 山梨県内における傷害事故の発生状況 (過去5年)

(1) 傷害事故の発生状況

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
傷害 事故	就業中	22	32	27	45	32
	就業途上	4	3	1	3	5
	合計	26	35	28	48	37

(2) 傷害事故の件数の内訳と補償金額

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	合計	補償金額 (合計)
項 目	年度	年度	年度	年度	年度		
墜落・転落	1	4	7	8	7	27	29,132,080
転倒	8	5	5	19	10	47	16,047,000
接触・衝突	4	2	1	2	2	11	443,000
飛来・落下	2	1	3	3	1	10	1,997,000
はさまれ・巻込まれ	0	1	0	1	1	3	6,000
切れ・こすれ	1	4	3	5	1	14	963,000
交通事故	3	2	1	3	3	12	1,038,000
動作の反動・無理な動作	1	1	0	0	0	2	132,000
蜂・犬・蛇等に刺され、噛まれ	5	10	5	5	7	32	186,000
その他	1	5	3	2	5	16	246,000
計	26	35	28	48	37	174	50,190,080

(3) 傷害事故の補償金額の内訳

5年間の合計	件数	金額(円)	1件当たりの平均(円)	割合(件数)	割合(金額)
墜落・転落	27	29,132,080	1,078,966	15.5%	56.6%
転倒	47	16,047,000	341,426	27.0%	17.9%
接触・衝突	11	443,000	40,273	6.3%	2.1%
飛来・落下	10	1,997,000	199,700	5.7%	10.5%
はさまれ・巻込まれ	3	6,000	2,000	1.7%	0.1%
切れ・こすれ	14	963,000	68,786	8.0%	3.6%
交通事故	12	1,038,000	86,500	6.9%	4.5%
動作の反動・無理な動作	2	132,000	66,000	1.1%	3.5%
蜂、犬、蛇等に刺され、噛まれ	32	186,000	5,813	18.4%	0.3%
その他	16	246,000	15,375	9.2%	0.8%
計	174	50,190,080	1,904,837	100%	100%

山梨県では過去5年間の傷害事故は合計174件発生しました。

年度別では、令和5年度が最も多く48件となり、翌令和6年度は37件とやや減少しましたが、依然として高い水準にあります。

事故の種類をみると、最も多いのは「転倒」で全体の27%を占めます。次いで「蜂や犬、蛇などによる被害」が18%、「墜落・転落」が15%となっています。

一方、補償額の面では「墜落・転落」が全体の56%を占め、1件あたりの平均額も約108万円と突出して高く、重篤な事故につながりやすいことが分かります。

この結果から、転倒防止の徹底、虫などによるリスク対策、墜落・転落防止の強化が、今後特に重要な取り組みといえます。

3. 山梨県内における損害事故の事故発生状況(過去5年)

(1) 傷害事故の発生状況

		年度				
事故内訳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
損害事故 (件数)	飛散物	18	27	34	37	20
	器具の接触	7	9	13	5	3
	上記以外	8	9	13	2	5
	合計	33	45	60	44	28
事故件数のうち飛散物での損害事故が占める割合		55%	60%	57%	84%	71%
損害事故 (金額)	飛散物	2,247,678	3,334,452	4,260,479	10,453,601	2,844,580
	器具の接触	1,364,802	921,578	1,966,819	2,139,564	151,253
	上記以外	470,615	533,172	771,611	41,460	539,182
	合計	4,083,095	4,789,202	6,998,909	12,634,625	3,535,015
事故件数のうち飛散物での損害事故による補償金額が占める割合		55%	70%	61%	83%	80%

山梨県では令和2年度から令和4年度にかけて事故件数は増加し、令和4年度には60件となりました。令和5年度は44件と減少しましたが、その内容を見ると飛散物による事故が全体の84%を占め、損害金額は1,263万円に達しました。特に、会員数に対する損害金額の割合で見ると、令和4年度は全国ワースト1位となる厳しい結果となりました。

そのため、各センターにおいて事故内容を安全・適正就業推進委員会で検証し、その結果を踏まえ令和 6 年度は飛び石対策を一層強化しました。具体的には、作業現場で「石トバサース」を積極的に導入するとともにナイロンコードの許可制など、飛散物の発生を抑える取り組みを進めた結果、事故件数は 28 件まで減少し、損害額も約 354 万円に抑えることができました。件数・金額ともに大きな改善が見られたことは、センター職員の意識と、会員一人ひとりの安全意識の高まりと、現場での工夫の成果といえます。

今後も、飛び石による事故削減を最優先課題と位置づけ、県内全域での安全対策を一層推進してまいります。安心して作業を任せていただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

4. 山梨県シルバー人材センター連合の安全就業の取り組み

(1) 安全・適正就業推進委員会

山梨県では、会員が安心して就業できるよう、「安全・適正就業推進委員会」を設置し、さまざまな活動を行っています。

委員会の会議では、特に草刈り作業などで起こりやすい飛び石の飛散防止対策について、活発な意見交換がなされています。危険を未然に防ぐための具体的な工夫や改善提案が出され、現場の安全性向上につながっています。

また、今年度は会員及び職員から募集した安全標語の選定も行い、安全に対する意識をさらに高める取り組みを進めました。こうした工夫を通じて、日頃の就業の中で自然と安全を心がける雰囲気づくりを大切にしています。

今後は、就業中に発生する傷害事故の防止にも一層力を入れていきます。体力や経験に合った仕事や、ルールの徹底、安全講習の実施などを通じて、誰もが安心して働ける環境を築いてまいります。

(2) 安全・適正就業推進委員、安全委員研修会

本年度の安全・適正就業推進委員・安全委員研修会では、飛び石防止対策をテーマに、SM サービス様をお招きして講習を実施しました。実際の事例を踏まえた具体的な指導により、日々の作業にすぐに活かせる知識を学ぶことができました。

また、近年の気温上昇や会員の体力面への配慮から、ラジコン式の草刈り機など、より安全に作業ができる最新機器の見学や体験研修も行いました。実際に機械に触れることで、導入後の活用イメージをつかむ機会となりました。

今後も、研修で得た知識や情報を安全委員が中心となり、センター全体で会員へ周知を徹底し、安全で安心して働ける環境づくりに努めてまいります。



※安全・適正就業推進委員、安全委員研修会の様子(ラジコン草刈り機・飛散防止講習)

(3) 安全パトロール

山梨県では9つのセンターすべてを対象に安全パトロールを実施しました。
主な確認内容は以下の通りです。

- ・飛び石防止対策の確認
各センターの作業現場における飛び石の飛散防止措置が適切に行われているか点検しました。
- ・熱中症予防の確認(今年度重点項目)
気温上昇に伴う熱中症リスクに備え、休憩場所の確保や水分補給の徹底状況を確認しました。
- ・現場の危険箇所の確認
作業場所における危険箇所の有無を点検し、安全対策が十分か確認しました。



安全パトロールの様子(草刈り・除草)

(4) 重篤事故発生状況の情報共有と注意喚起

重篤な事故が発生した際には、速やかに各センターへ情報共有を行い、職員への注意喚起や再発防止策の周知を徹底しています。

5. 今後の取り組みについて

山梨県では、会員の高齢化や就業中の事故増加を受け、会員が安心して安全に働ける環境を整備するため、安全対策の強化に取り組んでいます。令和4年度には、損害賠償の会員数に対する金額が全国ワースト1位となったことを受け、全センターで精力的な安全対策を実施した結果、令和6年度には損害事故を大きく減らすことができました。

また、ここ数年で重篤な事故が頻発したことから、事故防止への意識をさらに高める必要性が改めて示されました。今後は、会員の安全就業を徹底するとともに、健康保持のための指導にも力を入れていき、作業前の点検や適切な服装・履物の着用、無理のない作業の実施などを徹底し、会員が安心して就業できる環境づくりを進めます。

毎年7月を「安全就業強化月間」と定め、全センターでの安全パトロールに加えて、安全・適正就業推進研修会を開催し、会員や職員に対して安全対策や事故防止に関する知識の提供を行い、事故の発生を未然に防ぐ体制を整備していきます。これらの取り組みにより、会員の安全と健康を守り、安心して就業できる環境を今後も継続して整えてまいります。

◆◆◆◆ 山梨県シルバー人材センター連合会さんからの報告でした ◆◆◆◆

ご報告、誠にありがとうございました。



安全就業に係る 全シ協 販売書籍のご案内

他にも様々な書籍を販売しております。
全シ協 HP、【書籍のご案内】から一覧
をご覧ください。
ぜひ、ご活用ください。



『会員必携 安全就業ハンドブック』

安全就業の心得をはじめ、仕事別の安全対策などを分かりやすく解説したポケット版の会員必携ハンドブックです。

会員の皆さまお一人おひとりに、ぜひお持ちいただきたい手帳です。

※注：10部以上からお申し込みください。

変形 B7 判(縦 12.5cm×横 7.6cm)／44 ページ
定価 165 円(税込)、送料実費



内容(抜粋)

購入ご希望の連合本部・センターは、
SC 事務局用ページ「書籍の購入申込み」メニューからお申込みください。

皆さんはもてたいと思って生きてきましたか？ 私もとくに学生時代、もてたいという動機で、スポーツや勉強を必死で頑張っていたり(勉強はからっきしだめでした(涙))、体形、髪型、服装を意識したりしていました。ある「もてたい」という調査結果では、20代から80代までの男女のアンケートで、異性同性から好意を持たれ人気があることを指し、男女関係以外も含む調査によると、82%が「もてたい」となったそうです。年代別でも意外にも差はなく、結婚や出産、定年などライフステージが変わっても「もてたい」気持ちは変わらないそうです。そこで、もてる秘訣は、「相手へのやさしさ」「コミュニケーション力」で、少し掘り下げると、気配り、話し上手、相手の話に共感したり、質問する、笑顔よく笑う、ポジティブ思考、話が面白いといった元々の性格よりも、相手との向き合い方が関係しているようです。学歴や地位、お金持ちの外面より内面が大事だそうです。また、もてるために行動する人ほど、成長意欲が高く、自分磨きや自己成長に積極的なことが明らかになり、もてるために行動している人の方が、行動していない人に比べて、約2倍ももてる人が多いことがわかったそうです。このことを置き換えてみると、会員さんにもてたい、同僚(職員)にもてたい、発注者さんにもてたい、もてたいという気持ちを意識すれば、自然と良い関係が築かれ多くの会員さんが仲間となり、同僚とは明るく楽しく働くことができ、発注者さんからは信頼され、それが地域のためになるのではないかと思います。(高木)

わたしは所謂「ゆとり世代」です。小学校低学年の時に土曜日の授業がなくなりました。上の世代からは「ゆとりだねー」と言われることもありましたが、心の中では「私たちがゆとり世代にしたのはあなたたちでしょ」と思っていました。個性や多様性を大切にする教育を受けられたことは、自分にとって良いことだったと思っているので、あまり気にしたことはありません。また、よく言われるゆとり世代の傾向、叱られたり失敗したりすることに弱い、受け身で指示待ち、競争意識が低い、ということも、自分によく当てはまっているなあと素直に感じています。

今の子どもたちの教育で、何が大切にされているかご存じでしょうか。それは「生きる力」です。文部科学省の定義する「生きる力」とは、「知・徳・体のバランスのとれた力のこと」で、具体的には、●知：基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力●徳：自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性●体：たくましく生きるため健康で過ごすことや体力のことで、この3つをバランスよく育てることが大切だとされています。文章を読むだけで圧倒されませんか。今この生きる力を身に着けようと学んでいる子どもたちから見て、自分は「生きる力を持った大人」と思ってもらえるかと考えると、いたたまれない気持ちになります。

わたしが大切にしている言葉に「自らを生きる」というものがあります。以前働いていた保育園の教育理念の一つです。ただ自分らしく生きるだけでなく、自分の人生を充実したものにするように、自分で考え選ぶこと、そしてその選択に責任を持つことだと解釈しています。そしてわたしは、この覚悟がゆとり世代に足りないと言われたことで、今の子どもたちに求められていることなのではないかと思っています。

シルバー業界は、自らを生きる方たちの集団だと思います。会員の皆さんの姿は、わたしたちにとって大きな学びであり、希望でもあります。どうかこれからも、その生き生きとした姿で「生きる力」を体現し続けてください。皆さんの姿をお手本に、わたしも子どもたちに負けずに、「生きる力」の鍛錬を積んでいかなければ!と思っています。(倉)